

令和7年第3回鬼北町議会臨時会

令和7年7月31日（木曜日）

○議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 議案第34号 地方公務員の育児休業等に関する法律に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日 程 第 5 議案第35号 工事変更請負契約（多世代交流施設新築工事（建築工事））の締結について
- 日 程 第 6 議案第36号 工事変更請負契約（多世代交流施設新築工事（電気設備工事））の締結について
- 日 程 第 7 議案第37号 工事変更請負契約（多世代交流施設新築工事（機械設備工事））の締結について
- 日 程 第 8 議案第38号 財産の取得について
- 日 程 第 9 議案第39号 財産の取得について
- 日程第10 議案第40号 令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第41号 令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番 長 尾 慶 太	2 番 入 田 伸 介
3 番 大 川 正 展	4 番 今 城 喜久生
5 番 兵 頭 稔	6 番 中 山 定 則
7 番 末 廣 啓	8 番 井 上 博
9 番 程 内 覺	10 番 松 浦 司
11 番 山 本 博 士	12 番 芝 照 雄

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 渡 辺 美 枝 書 記 都 浩 明

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 松 本 幸 男
企 画 振 興 課 長 小 川 秀 樹	総 務 財 政 課 長 水 野 博 光
農 林 課 長 奥 藤 幸 利	水 道 課 長 二 宮 洋 之

○副議長（山本博士君）

起立願います。

礼。

御着席ください。

午前9時00分 開議

○議長（芝 照雄君）

ただいまから、令和7年第3回鬼北町議会臨時会を開会します。

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めましておはようございます。

令和7年第3回鬼北町議会臨時会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日も、予土線維持存続アピールシャツの御協力に感謝申し上げます。

多くの議員さんがお越しいただきました昨夜のチカナガ夢シンポでも、予土線のヘビーユーザーである高校生が予土線について熱く語ってくれました。新たな勇気を与えるものだと感じております。本当に感謝をいたしております。

さて、観測史上最速で四国地方が梅雨明けをして以降、連日暑いが続いております。夏本番となり、町内でも、川上り駅伝大会や各地区の盆踊りなど、各種イベントが予定されております。多くの方々に御参加いただき、地域を盛り上げていただくことを期待しているところでございます。

一方、国政においては、参議院議員選挙で与党が過半数割れとなりました。今後の政局は不透明であります。その行方に注視しつつ、町としては、早急に取り組まなければならないことは、スピード感を持って取り組んでまいり所存であります。

本日の定例会は、条例の改正1件、変更契約の締結3件、財産の取得2件、一般会計補正予算1件、水道事業会計補正予算1件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。令和7年第3回鬼北町議会臨時会の招集挨拶といたします。

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきに配付しました別紙、議事日程のとおりです。

このとおり、議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、7番、末廣啓議員、8番、井上博議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めているものを報告します。

町長。

町長を通じ、副町長、総務財政課長、企画振興課長、農林課長、水道課長の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第34号、地方公務員の育児休業等に関する法律に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、議案第34号、地方公務員の育児休業等に関する法律に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明をいたします。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、日程第４、議案第３４号、鬼北町条例第１６号、地方公務員の育児休業等に関する法律に伴う関係条例の整備に関する条例について、御説明いたします。

議案書は２ページになります。

今回の関係条例の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が令和７年１０月１日に施行されることに伴い、関係いたします条例３本について、一括して改正をするものであります。

別紙お配りしております新旧対照表で御説明いたします。

新旧対照表の１ページ、第１条関係につきましては、鬼北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

今回の育児・介護休業法の改正により、仕事と育児の両立支援制度等の個別周知、個別意向確認を行うとともに、状況に応じた個別の意向に配慮するために措置が拡充されたことに伴いまして、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認につきまして、１９条の２、右側の改正後の下のところでございますが、１９条の２を加えるものでございます。

これを加えることによりまして、上段、第１７条第１項中の下線を引いてあります「第１９条の２第１項」を「第１９条の３第１項」に改正いたします。

また、３ページを御覧ください。

１９条の２第１項中、下線部分「申告、請求または申出（次条において「請求等」という）」を右側の下線部分「請求等」に改め、この「第１９条の２」を「第１９条の３」に、それから、「第１９条の３」「を第１９条の４」に改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表４ページを御覧ください。

第２条につきましては、鬼北町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

育児休業法の改正により、育児時間について、現行の１日につき２時間を超えない範囲の形態に加えまして、１年につき条例で定める時間を超えない範囲内の形態というのを設けまして、職員がいずれかの形態を選択可能とするため、条例を改正するものであります。

現行の１日につき２時間を超えない範囲内の形態につきましては、第１７条の下線

「部分休業」を右側の「第１号部分休業」に改め、それから、５ページの１年間について条例で定める時間を超えない範囲内の形態につきましては、第１７条の２といたしまして、「第２号部分休業の承認」というものを加えるものであります。

６ページに参りまして、第１７条の３につきましては、育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間について、第１７条の４につきましては、育児休業法第１９条第２項第２号の人事院勧告で定める時間を基準として、条例で定める時間について、第１７条の５につきましては、条例で定める特別の事情について、改正するものであります。

続いて、最終ページ、８ページを御覧ください。

第３条につきましては、鬼北町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正となります。

第７条２項中の下線部分「一部」を、右側の下線部分「全部または一部」に改めるものであります。

改正理由につきましては、先ほどの第２条と同じ理由による改正であります。

新旧対照表の説明は、以上になります。

議案書の４ページへお戻りください。

中段下のところ、附則がございます。

この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

次項の規定につきましては、お目通しお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号、地方公務員の育児休業等に関する法律に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第35号、工事変更請負契約（多世代交流施設新築工事（建築工事））の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第5、議案第35号、工事変更請負契約（多世代交流施設新築工事（建築工事））の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和6年11月15日付、請負契約を締結した多世代交流施設新築工事（建築工事）の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 工事名 多世代交流施設新築工事（建築工事）

2. 契約の金額 変更前 4億95万円

変更後 4億281万7,000円

3. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市22番地の1

愛媛・宇都宮特定建設工事共同企業体

代表者 愛媛建設株式会社

代表取締役 坂本信哉であります。

詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、工事変更請負契約（多世代交流施設新築工事（建築工事））の変更内容につきまして、御説明をいたします。

主な変更につきましては、土工事、金属工事、仕上げユニット、雑工事、意匠工事

などの増加によるものです。

土工事の変更につきましては、当初、現場の掘削土を埋め戻しと盛土に利用する予定でしたが、土質が粘土質で軟弱であったため、現場から掘削土の全搬出、残土処分とし、代わりに施工者の保管土を搬入し埋め戻し、盛土を行うなど、掘削土の残土処分及び施工者保管土の搬入等に係る人件費や運搬費等に追加が生じたことによるものです。

次に、金属工事の変更につきましては、浴室内に機械配管点検用のハッチ2か所を追加したことによるものです。

仕上げユニット、雑工事の変更につきましては、1階多目的室にミニキッチンの追加、2階屋外階段入り口付近のラウンジにカウンター家具の追加、また、屋外階段利用者用の下足入れを追加したことによるものです。

次に、意匠工事の変更につきましては、目隠しフェンス及びフェンス扉の高さを変更するなど、仕様変更に伴い増額が生じたことによるものです。

主な変更内容につきましては、以上のとおりでありまして、共通仮設、諸経費、消費税を含め、全体で187万円の増額となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（入田伸介君）

先ほどの盛土、土工事の件、それは事前には分からないもんなんですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただいた件でございますが、当初施工する前に、数か所ボーリング等調査をさせていただく中で、現場の掘削土を埋め戻し等で使用ができると判断をしておりましたが、実際、現場で施工するに当たって、特に河川側のほうは、かなり粘土質の部分があって、現場軟弱な部分もあったということで、現場で施工者と協議をした中で、そういった変更内容とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

了解ですか。

○2番（入田伸介君）

通常なら、私ども素人考えで、やっぱ河川側のほうが地盤はもろいんじゃないかというふうな予想が容易に立つと思うんですけど、事前にその辺り重点的に見なかったということですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

詳細、それぞれに細かく当初ボーリング調査等がもしできているのであれば、その点その点、その場所その場所において、土質の確認等もできるわけではございますが、ある程度当たりをつける中で、確認をさせていただいた部分もございますので、もともと農地の部分であったり、山林化してあった部分、それぞれ造成をさせていただきました地目の状況等に応じて、ある程度何か所か当たりをつけてボーリングをさせていただいた部分がありました。

実際工事をさせていただく中で、そういった状況がございましたので、変更させていただいたということでございます。御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

了解ですか。

○2番（入田伸介君）

こういうふうに追及させてもらうのは、今度、森の三角ぼうしで、駐車上の工事設計の予算がついたと思うんですけども、そういったところにも関連があるんじゃないかなろうかと思って、こういうふうに聞かせていただいております。

また、今後とも、そういうところを重点的に御確認をしていただければと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁要りますか。いいですか。

○2番（入田伸介君）

いいです。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑ありませんか。

○5番（兵頭 稔君）

この床下点検口なんですけど、ある程度水回りのところにはほとんどついてますけど、なんでこの2か所忘れて、また追加したのかなと。そういうのをその前段で、きちっとここは要りますよというのは、何でできなかったのかなと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、お配りをしております図面のほうを御確認をいただく中で、浴室の横、脱衣部分については、床下点検口等を設置した中で、床下の確認をさせていただく予定としておったところではございますが、今ほど御指摘があったとおり、やっぱりしっかりとお湯をためる、お湯を張る部分についても、床下点検口はあったほうがいいのか、そういったちょっと不安もございましたので、追加をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○5番（兵頭 稔君）

今後こんなことがいっぱいあると思うんですけど、前もってそういう問題点というのは、ちゃんと指摘して、最初から設計する段階で、後から予算がこんだけ追加するよということのないようにお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁は。

○5番（兵頭 稔君）

要らない。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第３５号、工事変更請負契約（多世代交流施設新築工事（建築工事））の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号は原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第３６号、工事変更請負契約（多世代交流施設新築工事（電気設備工事））の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第６、議案第３６号、工事変更請負契約（多世代交流施設新築工事（電気設備工事））の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和６年１１月１５日付、請負契約を締結した多世代交流施設新築工事（電気設備工事）の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであります。

１．工事名 多世代交流施設新築工事（電気設備工事）

２．契約の金額 変更前 １億７６万円

変更後 １億１７４万７,０００円

３．契約の相手方 愛媛県宇和島市伊吹町乙２７２番地１４

桐島電工・兵頭電気特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社桐島電工

代表取締役 山下健一であります。

詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、工事変更請負契約（多世代交流施設新築工事（電気設備工事））の変更内容につきまして、御説明をいたします。

主な変更につきましては、電灯設備工事、テレビ共聴設備工事の増加によるものです。

電灯設備工事の変更につきましては、屋外イベント用の屋外コンセント盤を追加したことによるものです。

次に、テレビ共聴設備工事の変更につきましては、来客用を想定した2階の居室3部屋につきまして、テレビの視聴が可能となるよう、テレビ端子及び配線等を追加したほか、施設東側の近隣住宅2棟で、施設整備によりテレビ視聴における電波障害等が確認をされましたので、電波障害調査費等関係経費を追加したことによるものです。

主な変更内容は以上のとおりでありまして、共通仮設、諸経費、消費税を含め、全体で99万円の増額となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号、工事変更請負契約（多世代交流施設新築工事（電気設備工事））の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第37号、工事変更請負契約（多世代交流施設新築工事（機械設備工事））の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第37号、工事変更請負契約（多世代交流施設新築工事（機械設備工事））の締結について、提案理由の説明をいたします。

令和6年11月15日付、請負契約を締結した多世代交流施設新築工事（機械設備工事））の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 工事名 多世代交流施設新築工事（機械設備工事）

2. 契約の金額 変更前 1億1,000万円

変更後 1億913万1,000円

3. 契約の相手方 愛媛県宇和島市三浦東499番地4

中村設備・兵頭電気特定建設工事共同企業体

代表者 有限会社中村設備

代表取締役 中村匡史であります。

詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

それでは、工事変更請負契約（多世代交流施設新築工事（機械設備工事））の変更
内容につきまして、御説明をいたします。

主な変更につきましては、衛生器具設備工事、汚水処理設備工事、空調設備工事の
変更によるものです。

まず、衛生器具設備工事の変更につきましては、1階ロビーと脱衣室2か所の洗面
台の製品精査、修正等に伴い、減額が生じたことによります。

次に、汚水処理施設工事の変更につきましては、浄化槽の設置に当たり、地盤の状
況を勘察し、浄化槽土留め工事の工法を変更したため、減額が生じたことによるも
のです。

次に、空調設備工事の変更につきましては、1階ロビーと2階廊下に設置するエア

コンについて、廊下幅及び電気ケーブルラックに干渉するため、エアコン設備を変更したため、減額が生じたことによるものです。

主な変更内容は以上のとおりでありまして、共通仮設、諸経費、消費税を含め全体で88万円の減額となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○4番（今城喜久生君）

今城です、よろしくお願いします。

今のこの総額は分かるんですけど、この工事の中身について、この話が終わったら、次のところにいったら全然覚えていません。そんなんで、こういう中身の細目についての記載は、別紙でも何でもいいですからつけるもんじゃないんでしょうか。いや、どっかについとったらごめんなさい。でも、私見る限り、その細目、中身について全く理解できないんで、このどう言ったらいいんですかね、この変更案件だけは分かるんですけど、中身について全く理解できませんので、何かそういう、これから、そういう文書が出たらうれしいなと思うんですけど、いかがなものでしょう。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただきました詳細の部分につきまして、これは、今回、企画振興課で出させていただいた案件ではございますが、全ての変更等について、共通で考えるべき部分じゃないかなと、ちょっと思う部分がございます。

通常、資料を御提供させていただく際には、あまり膨大な数にならないよう、なるべくこういった変更が箇所が分かる図面、また口頭で説明をさせていただいたところがございます。

今ほど御指摘があった部分につきましては、今後の資料の在り方の部分等もまた含めて検討させていただければと思います。

私が、今ほど御説明をしました機械設備工事、変更を生じた部分の主な部分に係る

金額等につきましては、口頭にはなりますが、衛生器具の設備工事の変更で生じた大体の減額金額は、直工で約３８万円、汚水処理施設の工事の変更につきましては直工で約６６万円の減額、空調設備工事の変更につきましては、直工で約３３万円の減額となっております。

ただ、主なもののみ御説明をさせていただいております。

ほかにも、軽微な部分の減額、または逆に軽微な部分の増額等もございます。今後そこら辺をどう議員の皆さん方にお示しをさせていただくかは、今後、また検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、よろしいですか。

○４番（今城喜久生君）

分かりました。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○町長（兵頭誠亀君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第３７号、工事変更請負契約（多世代交流施設新築工事（機械設備工事））の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

○議長（芝 照雄君）

日程第８、議案第３８号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第38号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

多世代交流施設に使用する備品（家具等）を整備するため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 財産の種類 多世代交流施設備品
2. 備品内訳 別紙のとおり
3. 取得金額 1,496万円
4. 契約の方法 随意契約
5. 契約の相手方 愛媛県宇和島市保田甲1343番地1

アカマツ株式会社 宇和島営業所

所長 河添伸顕であります。

なお、詳細につきましては、議案書別紙及びお配りしております資料を御覧いただきたいと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（長尾慶太君）

ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを町でされたと思うんですけど、その使い道として、備品等の購入というところだったかなと思うんですが、今回この多世代交流の備品の購入に充てるのか、どういう内訳でされているのか、ちょっと全く見えてないんですが、どういう状況なのかの御説明をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

休憩をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

しばらく休憩します。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時45分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただきました財源として、クラウドファンディングで集めた寄附額が充たっているのかというふうな御質問だと思います。

クラウドファンディングで御寄附をいただいた部分につきまして、昨年、令和6年度につきまして、件数で108件、金額として204万1,000円ございますが、そちらの金額の部分につきましては、ふるさとほく未来基金のほうに、現在積立てをしております。

令和7年度、今年度におきまして、そちらのクラウドファンディングの寄附額については、多世代交流施設整備事業全体に充当させていただくという形になろうかと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○1番（長尾慶太君）

御説明ありがとうございます。

今回、クラウドファンディング、初めての試みということ承知しております。今後もそういったクラウドファンディング等、計画されていくと思いますので、またそういう説明と資料等、用意していただけたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁要りますか。

ほかに質疑ありませんか。

○8番（井上 博君）

えっとですね。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、マイクをちょっとお願いします。

○8番（井上 博君）

町長にお尋ねしますが、こういう1,400万円、備品で、高額の金額なんです、何ゆえ随契にしたか、ちょっとその点お聞きをしたい。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

プロポーザルなんですけども、中身について、企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの御質問でございますが、たしか前の議会等でも、御質問、多分いただいたんじゃないかと思うんですけど、家具の整備等につきましては、金額等の入札等も方法はあるわけではございますが、交流施設、その使い道、用途等を考える中で、空間デザインを含めてどういった家具がその施設においてふさわしいのか、またどういった使い道が想定されて、どういった利便性、活用性がある家具を設置したらいいのか、そういった部分は、プレゼンテーション、プロポーザルをしていただく中で、それぞれの業者に御提案をいただく中で、一番ふさわしい部分を見極めていこうというような当初からの考えがございましたので、公募型のプロポーザルを実施させていただく中で、公募事業者を決めさせていただいた。公募事業者との随意契約をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

こういうカタログいうか、納入する機種が決まっとるわけですけど、競争の原理というものが働かないんじゃないですか。これが安い高いいうのが、どこで判断できるんですかね。

それと、あと同時に、同業者があるはずですから、そういうところに、こういう機種を入れたい云々いうか、それはプロポーザルやったかも分からんですけど、そのアプローチをして、この価格が本当に安いのかということよね。高く買うんやったら誰でも買えるわけですから、そのためには競争入札をするわけですので、それをしなかったということにおいて、どこで判断をされるのか、これが安く買えたか買えないかということですね。その点をお聞きしたいんです。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

随意契約の中身の方法として、プレゼンテーション、プロポーザルというものも全国で広く使われておる。それは、その目的を達成するために、価格だけではなくに、

その要望しておる、今回であれば、自治体でありますけども、自治体のほうがより高校生に使いやすいというものを持っておる。聞いていただけてますかね。そういうふうな方法を活用したいということについては、どこの市町でもやっておることだと、私は認識しております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

町長が言うには、そういう云々かも分からないんですけど、私から考えれば、何分安くいいものをそろえればいいわけですから、だからいろんな業者にも当たって、きちっとやったら、だから、これはほんならプロポーザルでやったんだったら、どの業者が参加されたんですか。それをお聞きしたい。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

プロポーザルにつきましては、公募を令和7年1月20日から3月17日までと期間を設けまして、広く公募を設けたところでございます。

そういった中で、お問合せはあったものの実際に参加をいただいたのは1社でございました。

先ほど御質問の中で、どのように安い金額で、いい製品を見極めたのかということでございますが、当然広く呼びかけをさせていただいて、参加していただいた事業者様の提案、また、具体的な製品等を通常は審査をさせていただく中で、そういった見極めをさせていただく流れとなっております。

金額だけを重視するというわけではなくて、金額も含めて、その製品、その活用、またデザイン性、全てをトータルで判断をさせていただきたいということが根底にございましたので、入札によらず、プロポーザルとさせていただいておりますので、そういった趣旨等をまた御理解等いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（兵頭 稔君）

寮室の関係なんですが、寮室は27あると思うんですけど、ずっとこの数を見てま

すと、２７あるもんがあったり、２８があったり、１９だったり、それから、シングルマットレスは１３だったり、ワードローブは２４という、数がばらばらなんですけど、これどういうわけですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

２階寮室に設置を予定しております備品の数量等についての御確認だと思います。

２階の居室全体の室数につきましては、２８室予定をしているところでございます。

それぞれ整備する備品の数が違うということで御質問いただきましたが、現在生活支援住宅、仮寮と言われる部分で、もう既に購入をさせていただいている部分で、持っていける部分につきましては、当然持って行かせていただく。また、今後も生活支援住宅利用を予定している部分がございますので、最低限の部分は、そこに置いておく。そういった部分で、数量精査した中で、それぞれ備品についての数は異なってくる部分があるということでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○５番（兵頭 稔君）

ワードローブ。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、マイク。

○５番（兵頭 稔君）

ワードローブというんと、それからロッカーチェストというのは、同じように使うものではないんですかね。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほど御質問いただいたワードローブの件でございますが、議案書の１１ページの

多分４９番のワードローブと、図面で資料を添付させていただいております資料６の６ページにあるロッカーチェストが一緒じゃないかという御質問だと思います。

そのとおりでございます。この資料の作り方が、この別紙の番号が、この図面のどの備品に当たるのか、そういった番号の付番がついてない部分がございます、大変見にくい部分が生じているんだと思います。

今ほどの御質問につきましては、４９番のワードローブにつきましては、資料のロッカーチェストと同じ製品ということで、資料を添付させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○町長（兵頭誠亀君）

討論なしと認めます。

これから、議案第３８号、財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第３９号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第９、議案第３９号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

鬼北きじ工房で使用しているきじ肉加工商品の真空包装機が故障し、修繕不能によ

り、新たに機器を購入する必要があるため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 財産の種類 鬼北きじ工房 深絞り型自動真空包装機

2. 備品内訳 別紙のとおり

3. 取得金額 1,375万円

4. 契約の方法 指名競争入札

5. 契約の相手方 愛媛県松山市久万ノ台276-3

株式会社寺岡精工西日本支社 四国支所 松山営業所

所長 丹下 慎であります。

なお、詳細につきましては、事前にお配りしております資料を御覧いただきたいと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（長尾慶太君）

以前頂いた資料の仕様書の中に、納入期限が来年3月20日ということになってますが、現状の生産に影響がないのか、ちょっと心配してしまして、現状の生産には、故障というところで、今どういうふうに生産されているのかなという、そこをお聞きしたいです。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

納入までの製品製造につきましては、自動包装ではなくて、手動の包装で行ってるところです。

ですので、かなり時間がかかっておるような状況にあります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1 番（長尾慶太君）

納入期限を早めるということができんのですか。こちらの資料を見ると、5時間かかるのが1時間半で作業完了します。その分、人員をほかのところに割けると思うんですけど、その納入期限、この設備というところであると思うんですが、その納入期限をもうちょっと早める方法はなかったのかなというところをお聞きしたい。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

納入期限ですが、本製品につきましては、海外製の製品でございます、ある程度納入に時間がかかると想定しておりますので、3月20日までの予定とさせていただきます。

なお、やはり現場のほうは、かなり時間がかかっておりますので、できる限り早く納品ができるように、こちら働きかけをしたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、よろしいですか。

そのほか、質疑ありませんか。

○9 番（程内 覺君）

大変いい機械と思います。これ完成品、この深絞り包装工程図を見ると、冷凍庫へ直結するような設置をしたほうが、私はいいと思いますが、その辺どのように考えておられるかお聞きをします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

この機械を冷凍庫に直結するような形で配置したほうがよいという御質問だと思いますが、実際には、冷凍庫の前は出荷梱包に係る場所としております。

小肉を実際に作業する場所につきましては、また別の場所になりまして、この自動

包装の後に、急速の凍結をしなければなりませんので、その工程を経てから冷凍庫に商品ごと、胸、モモ、ササミというふうな形で、サイズ分けして、冷凍庫の中に整理していきますので、そこら辺はちょっと冷凍庫に直結することは、現実的には難しい状況にあります。御理解いただきますようお願いいたします。

○9番（程内 覺君）

私ちょっと勘違いしとったんやけど、冷凍庫やなしに、その瞬間冷凍のエタノールの中に、直接これが入ると、人手が間に要らないかなと思って質問しました。

○議長（芝 照雄君）

答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

冷凍庫ではなくて、急速凍結機のほうに直接ということですね。急速凍結機につきましては、運用の中で、中にエタノールの液体が入っております。そこから商品を取り出すために、リフトの中でかごを作っております。商品ごとに、そこに並べて、液体急速凍結機の中に投入するため、直接この機械から落とすのでは、実際には山になって、液体急速凍結が完全な状態ではなくなります。実際には、凍結中は、液体エタノールの上は蓋をするような状態になりますので、そこら辺は技術的にはちょっと難しいのかなと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、4回目になりますよ。許可します。

○9番（程内 覺君）

答弁なしで。できるだけ人手がかからない方法で、工程をつくってほしいなと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（兵頭 稔君）

この機械の耐用年数と、それとあとアフターサービス、何か日本製品じゃないみたいな話だったんで、その辺、壊れたときにすぐ修理ができるかどうか、それをお伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

機械設備ですので、耐用年数は短いんですけども、実際のところは、前まで使っておった機械につきましては、平成１６年に導入して、２０年以上使用できました。

ですので、それぐらいは実際の耐用年数はあるだろうと考えております。

アフターサービスにつきましても、今回の納入予定の業者につきましては、すぐに対応できると考えております。御理解いただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了解ですか。

○５番（兵頭 稔君）

その業者なんですが、もう会社創立して何年もたっているという会社なんですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

会社のほうは、創立何年というのはちょっと調べておりませんので、お時間をいただきますと思います。

○議長（芝 照雄君）

後刻報告でよろしいですか。

そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号、財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第40号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第40号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に係る水道事業会計補助金及び改質リグニン実証事業に係る委託料について追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う国庫支出金、町債及び繰越金を追加計上し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ4億2,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億4,200万円とするものであります。

詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第40号、鬼北町一般会計補正予算（第2号）について、御説明をいたします。

本日、補足資料として、1枚物をお配りしておりますが、そちらも併せて御覧ください。

初めに、歳出予算から説明いたしますので、予算書7ページを御覧ください。

4款、1項、9目、水道費、18節、水道事業会計補助金870万円につきましては、水道事業会計において、物価高騰対策として、水道料金の基本料金を2か月間半額とするため、同額を一般会計から補助するものであります。

次に、5款、2項、2目、林業振興費、12節、森林資源地域循環型産業創出事業委託料4億1,220万円につきましては、改質リグニン実証事業における改質リグニン工場建屋、木材加工工場建屋の整備、用地造成工事に係る委託料を計上しております。

次に、歳入予算について、御説明いたしますので、6ページを御覧ください。

14款、2項、1目、総務費国庫補助金の1節、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金824万7,000円につきましては、国の閣議決定により交付されるもので、先ほどの歳出、4款、1項、9目の水道事業会計補助金に充当するものであります。

次に、14款、2項、4目、農林水産業費国庫補助金、2節、新しい地方経済生活環境創生交付金2億610万円につきましては、歳出の5款、2項、2目の森林資源地域循環型産業創出事業に対する交付金でございます。

18款、2項、1目、財政調整基金繰入金の1節、財政調整基金取崩しの2,462万9,000円の減額につきましては、前年度繰越金を追加計上したことにより、基金の取崩しを減額するものであります。

19款、1項、1目、繰越金、1節、前年度繰越金2,533万円につきましては、前年度繰越金の確定により追加計上するものであります。

次に、20款、5項、1目、雑入、26節、小規模水道給水収益（水道料金）、こちらにつきましては、24万8,000円の減額でございますが、水道事業会計と同じく、小規模水道につきましても、基本料金を2か月間半額とするため、減収とするものであります。

次に、21款、1項、4目、農林水産事業債の5節、森林資源環境循環型産業創出事業債（過疎）2億610万円につきましては、歳出、5款、2項、2目の森林資源地域循環型産業創出事業に充てる町債でございます。

次に、第2表、債務負担行為について御説明をいたしますので、予算書3ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正の追加ですけれども、7番の森林資源地域循環型産業創出事業につきましては、森林資源を活用した改質リグニン実証事業に係る工場建屋、機械設備、発電・蓄電設備などの拠点施設を整備するため、債務負担行為を計上するものであります。

債務負担行為の期間は、令和8年度で、限度額は15億8,764万6,000円としております。

次に、第3表、地方債補正について、御説明いたします。

地方債の補正につきましては、先ほどの歳入で説明いたしました町債につきまして、起債の限度額を補正するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じとなっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○11番（山本博士君）

7ページなんですが、4款、1項、9目、水道費、補助金なんですが、水道事業会計補助金、大変ありがたい、早速していただいて、物価高騰対策なんだと思うんですが、ありがとうございます。これは、いつ頃から始める予定なんですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

お答えいたします。

実は、この後の水道事業会計のほうでも説明はいたす予定でありましたが、8月分と9月分の基本料金の2分の1を減額という予定になっております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

山本議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

○4番（今城喜久生君）

今のお話は、多分去年も4月ぐらいに、補助をしてもらったんじゃないかなと思っています。多分4月度の費用が、通帳から引き落としの分は請求すべき金額が打ち込まれていました。引かれておるのは、補助された残りの金額を引かれていました。なかなかその計算が合わんので、去年長いことかかりました、それを探すのに。通帳間違わないから、通帳の数字を信用します。それで、どうしても計算合わんから、最後全部チェックしたら、水道費が減額された分が控除されとったみたいなのがあ

ります。今年も同じ要領で行われますか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

今ほどの質問については、検針時のお知らせのことだと思うんですけども、そのシステム上、減額して表示ができれば一番、今言われたような質問がないわけですけど、システム上減額はできませんので、文面で減額しますということは入れておったんですけど、結構問合せがございました。

実際の請求時には、当然減額した金額を落としますんで、今ほど言われたような形になります。今回についても、ちょっとシステム上どうにもならないので、お知らせのほうに2分の1を減額しますということは、書いておりますけど、金額としては、減額されていない金額が載っております。

○4番（今城喜久生君）

分かりました。

○水道課長（二宮洋之君）

請求時には減額をいたすと、そういう形になります。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号、令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第41号、令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第41号、令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用し、水道料金の基本料金を減額するもので、収益的収入について、給水収益を減額補正するとともに、他会計補助金を同額追加補正いたしております。なお、水道事業収益の予定額は4億118万円のままとなります。

詳細につきましては、水道課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（二宮洋之君）

それでは、議案第41号、令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）について、説明いたします。

補正予算説明書に基づき説明いたしますので、3ページを御覧ください。

収益的収入について、説明いたします。

1款、1項、1目、給水収益について870万円を減額し、補正後の額を2億5,281万3,000円とするものであります。これは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び一般財源を活用し、令和7年8月及び9月に徴収する水道使用料の基本料金の2分の1を減額するものでございます。

1款、2項、1目、他会計補助金につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び一般財源870万円を増額し、補正後の額を1,820万円とするものでございます。

次に、1ページをお開きください。

第2条であります。今ほど説明いたしました内容で、令和7年度鬼北町水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入の予定額を補正するものであります。

第3条につきましては、予算第9条で定めております一般会計からの補助金について、補正予算の計上に伴い、金額の変更を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（兵頭 稔君）

一般町民に減額になりますよという周知方法、具体的にどういうふうにするのか教えてください。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

すいません、お答えいたします。

まず、直ちにホームページのほうの更新をいたしまして、ホームページで周知をいたします。それに併せまして、回覧文書でも周知をする予定にしております。

以上です。

○5番（兵頭 稔君）

内容なんですが、ただ、8月、9月、2分の1、基本料金を安くなりますというだけじゃなしに、物価高騰重点対応ということをきちっと書いてもらって、こういうことでお金が下りますから安くなりますよ、ということを住民に分かるように、きちっと周知方法を考えてください。よろしくお願いします。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号、令和7年度鬼北町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は全て議了しました。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほど兵頭議員から質問があったものについて、答弁ができますので、答弁をさせていただきます。農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

議案第39号の財産取得の部分で株式会社寺岡精工の創業についての御質問があったかと思いますが、創業につきましては、大正14年、1925年です。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員よろしいですか。

それでは、ここで、町長から閉会の挨拶を受けます。

○町長（兵頭誠亀君）

令和7年第3回鬼北町議会臨時会に提案いたしておりました議案8件につきまして、原案のとおり議決いただき、誠にありがとうございました。

多世代交流施設については、幅広い世代が集い、学べる地域活性化の拠点として、10月初めの供用開始を目指し、整備を進めているところでございます。

申し遅れましたが、去る7月24、25、26日に、静岡県御殿場市で開催された全日本高等学校馬術競技大会において、中国四国地区大会で優勝した北宇和高校馬術部が、同大会団体の部において見事全国第3位になりました。

メンバーには、北辰寮の生徒も含まれております。先輩の成し得なかった栄光をつかみ取った生徒の皆さんをはじめ、そして、それを支えてきた部員、先生、講演会の方々に心からお喜びを申し上げます。多世代交流施設の活用にも弾みがつくニュースでございました。

最後に、本日承認いただきました補正予算につきましても、物価高騰対策を含んでおりますので、スピード感をもって事業に取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、今後とも引き続き、御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げまして、令和7年第3回鬼北町議会臨時会の閉会挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第3回鬼北町議会臨時会を閉会します。

○副議長（山本博士君）

起立願います。

礼。

（午前10時24分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 7 番）

鬼北町議会議員（ 8 番）